

# コンクリート製品製造管理士制度実施細則

## 1. 適用範囲

本細則は、コンクリート製品製造管理士（以下、「製造管理士」という。）制度要綱（以下、「要綱」という。）の第11項（4）の規定に基づき、手続及び運用に関する事項について定めたものである。

## 2. 申請手続

製造管理士の資格認定又は資格更新を受けるために必要な申請手続は、次のとおりとする。

### （1）申請申込

協会所定の申込書に必要事項を記入の上、所定枚数の写真、所定の申請料金を添えて受付締切日（当日消印有効）までに要綱第3項（1）②の講習・試験実施を担当する委員会（以下、「委員会」という。）あてに、コンクリート製品製造企業を通じて会社単位で申し込む。ただし、事業所が遠方に所在などにより一つにまとめるのが困難な場合は、事業所単位でもよい。

協会との連絡は、原則としてこの経路で行われる。

### （2）受付・通知

事務局は、料金支払いが確認でき、かつ申請書に所定の記載がされていること及び次の事項が確認できたものだけを受け付ける。申込みを受け付けた者に対し、製造管理士技術講習（以下、「技術講習」という。）及び評価試験の受講・受験票を送付する。

- ① 新規申請書は、要綱第4項（1）①及び②に規定する資格認定要件を満たしていること。
- ② 更新申請書は、申請書の記載内容が製造管理士名簿の記載内容と一致していること。

## 3. 受講及び評価試験の受験

申込者は、受講・受験票に記載されている技術講習を受講し、かつ、評価試験を受験することができる。

## 4. 技術講習及び評価試験の実施

協会は、技術講習及び評価試験を以下のとおりに実施することとし、実施の予定を公表する。

- （1）委員会は、技術講習を対面形式で行う場合には約2か月の期間の中で全国複数の場所で開催し、開催期間の最終日に試験を実施するよう計画する。また、技術講習を非対面形式で行う場合には所定期間の映像配信とする。
- （2）技術講習及び評価試験の範囲は、製造管理士として必要なコンクリート製品製造技術に関する一般的な知識を基本とし、その主な項目は次のとおりとする。
  - ① 材料

- ② 配合設計及びコンクリートの性質
  - ③ 製造及び設備
  - ④ 試験、検査及び品質管理
  - ⑤ 日本産業規格（JIS）
  - ⑥ その他委員会で必要と認めた事項
- (3) 評価試験の所定時間は1時間以内とし、方式は真偽法又は多肢選択法とする。
- なお、新規申請者については、(2)の知識をもつこと、更新申請者に対してはそれらを維持していることを確認するものとする。
- (4) 委員会が制度運用上必要と認めた場合には、追試験を実施することができる。
- (5) 講習単独での受講も認める。

## 5. 技術講習の講師

技術講習の講師は、原則として、委員会の委員及び協会が別途行う創造的技術リーダー育成研修の修了者などの中から委員会が指名する者が行う。ただし、必要に応じて学識経験者又は公的機関担当官に講師を依頼することができる。

## 6. 試験問題の作成

評価試験に使用する試験問題は、委員会の下に設置される問題作成を担当する小委員会が原案作成をし、委員会で決定する。

## 7. 評価試験の合否

- (1) 合否の判定は、該当年度の評価試験実施後に行われる委員会で協議決定した合格点を基準として行う。
- (2) 委員会が合否の決定をした後、事務局は、受験者に対して評価試験の結果を通知する。ただし、更新の合格者には第10項で規定する資格更新証書発行として行う。
- (3) 協会は、第4項(4)に規定する追試験の結果を含めた総合結果として、協会広報誌等で合格発表を行う。

## 8. 資格期間延長の更新

資格期間を延長した者が更新の申請を行う場合には、不足の更新要件を明確にして申請するものとする。

## 9. 資格登録

- (1) 事務局は、評価試験に合格した者について、その氏名、登録番号、登録日、所属（関係）企業名及び連絡先等必要事項を製造管理士名簿に登録する。
- (2) 事務局は、要綱第10項に基づく届出及びその他の情報から、一時停止の資格について管理を行う。
- (3) 要綱第8項(3)に基づいて一時停止の資格を復活しようとする場合には、

所定の様式に所定の手数料を添えて所属（関係）するコンクリート製品製造企業を通じて申請するものとする。事務局は、要綱第4項の基準を満たすことを確認して、一時停止を解除するとともに登録名簿について必要な変更を行う

## 10. 資格証書

- (1) 新規登録者には資格認定証書を、資格更新者には資格更新証書を、それぞれ交付する。（以下、この2つを合わせて「資格証書」という。）
- (2) 記載事項の変更、紛失などにより資格証書の再交付が必要な場合は、所定の様式に手数料を添えて再申請することにより、再交付を受けられるものとする。
- (3) 第9項（4）による一時停止からの資格の復活登録があった場合は、新たな資格有効期間及び所属（関係）会社を明確にした資格証書を交付する。

### 11. 製造管理士登録内容変更届出の義務

登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を委員会に届出しなければならない。

変更内容に資格証書の記載事項が含まれる場合は、第10項（2）により資格証書を書き換えるものとする。

### 12. 製造管理士の広報

製造管理士に関する広報は、協会誌、HP、パンフレットなどを使って行うものとする。

### 13. 申請料金

- (1) 新規申請、更新申請、再交付等に要する申請料金は、次表による。

申請料金 (1名につき)	正会員		準会員		非会員	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新
a. 講習受講料 (テキスト代、 (同時開催の場合) 昼食代含)	12,000	12,000	20,000	20,000	24,000	24,000
b. 受験料*	15,000	12,000	23,000	18,000	30,000	25,000
c. 合計	27,000	24,000	43,000	38,000	54,000	49,000
d. 追試験受験料	—	10,000	—	18,000	—	20,000

\*登録料を含む。

- (2) 要綱第7項（3）によって、受験困難者が翌年度の評価試験等を受講・受験する場合は、未利用部分を無償とする。また、追試験の場合は、更新の講習受講料に、受験料ではなく追試験受験料を加えた料金とする。

- (3) 要綱第7項(4)に基づく、製造管理士の資格評価を行う委員の資格更新  
4,000円(1名につき)
- (4) 一時停止の資格復活 1,000円(1名につき。なお、資格証書の再交付  
があれば再交付手数料が別途必要)
- (5) 資格証書の再交付 3,000円(1件につき)

#### 14. その他

本実施細則の改廃は、会長の承認を得なければならない。

#### 附則 (令和5年3月15日)

1. 令和4年度に本来の更新予定であったが令和5年度試験の対象者となった  
場合においては、旧「評価試験受験料」及び「更新手数料」の合計額を  
「受験料」と見なす。不合格等により更新しない場合も返金をしない。

#### (制定・改正履歴)

制定： 昭和58年 7月 7日 (施行)  
改正：(第1回) 昭和60年 6月 4日  
(第2回) 昭和63年10月27日  
(第3回) 平成 5年11月 4日  
(第4回) 平成16年 8月 2日  
(第5回) 平成30年 3月23日  
(第6回) 平成31年 1月 9日  
(第7回) 令和 5年 3月15日